

伺・起案書

決裁：平成 年 月 日			施行：平成 年 月 日			日医発第 号（地Ⅲ）		
会 長	副会長	常 任 理 事				事 務 局 長	担 当 課 長	起 案
								平成 28 年 2 月 16 日 地域医療第三課
						庶 務 課 長	起案者	発送（予定）
								平成 年 月 日
							荒 川	
指 示								
受信先 都道府県医師会						発信 日本医師会感染症危機管理対策室長 小森 貴		
受信者 感染症危機管理担当理事 殿								
件 名 感染症法に基づく届出の基準ならびに感染症発生動向調査事業実施要綱の一部改正について								
(内 容) 標記の件につきまして、別紙にて都道府県医師会宛にお送りしてよろしいか、お伺いいたします。								

(地Ⅲ235F)
平成28年2月16日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
小 森 貴

感染症法に基づく届出の基準ならびに感染症発生動向調査事業実施要綱の一部改正について

ジカウイルス感染症を感染症法上の四類感染症に位置付けること等については、平成28年2月10日付(地Ⅲ233)「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令及び検疫法施行令の一部を改正する政令及び検疫法施行規則の一部を改正する省令の施行について」をもってご連絡申し上げました。

その際に、ジカウイルス感染症の届け出基準等については、追ってご連絡する旨お示ししていたところですが、今般、厚生労働省より添付のとおり「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について(一部改正)」として各都道府県等衛生主管部(局)長宛に通知が発出されましたのでご連絡申し上げます。

また、これらに伴い、感染症発生動向調査事業実施要綱の一部改正が実施され、本年4月1日より施行されることとなり、同様に厚生労働省より各都道府県等衛生主管部(局)長宛に通知が発出されましたのであわせてご連絡申し上げます。

なお、感染症発生動向調査事業実施要綱の一部改正において、ジカウイルス感染症以外の改正につきましては、すでに平成27年11月10日付(地Ⅲ156)をもってご連絡差し上げておりますことを申し添えます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等への周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

